

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 19 回：平成 25 年 9 月末時点)

《調査の目的》

- 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（リスク管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況を監視するための調査を行っているもの。

なお、本資料における品目数は、リスク管理機関ごと、また必要となるリスク管理措置ごとにカウントしている。

《調査対象》

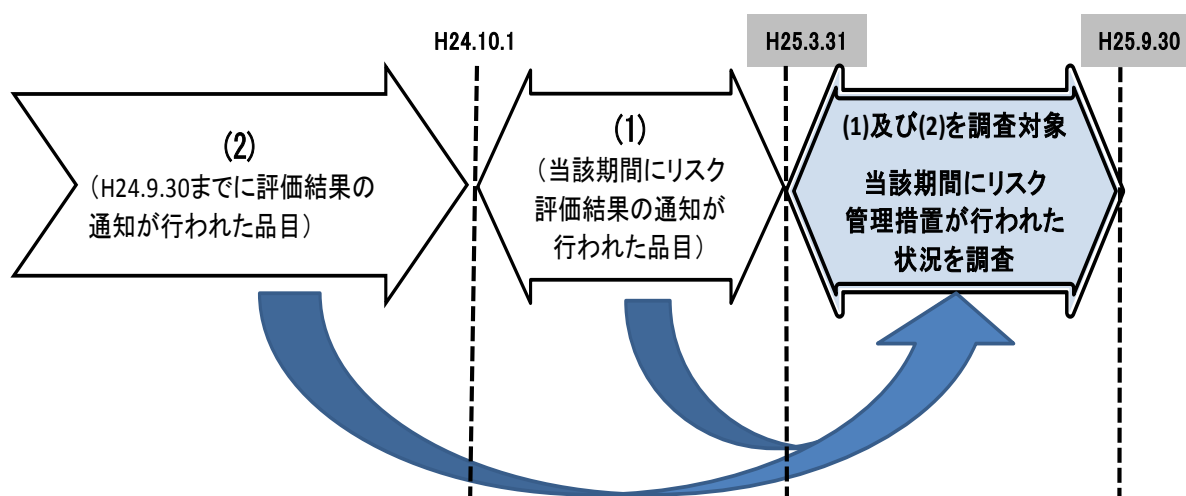
- 本調査は、
(1) 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った品目（9 分野、122 品目）

添加物 6 品目、農薬 5 4 品目、動物用医薬品 3 3 品目、化学物質・汚染物質 4 品目、器具・容器包装 1 品目、プリオン 3 品目、遺伝子組換え食品等 8 品目、肥料・飼料等 1 2 品目、その他 1 品目

- (2) (1) 以前に評価結果の通知が行われたが、平成 25 年 3 月末時点（第 18 回調査）において、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（9 分野、123 品目）

添加物 2 品目、農薬 4 3 品目、動物用医薬品 2 4 品目、化学物質・汚染物質 3 7 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒 4 品目、新開発食品 2 品目、肥料・飼料等 5 品目、その他 4 品目

を対象とし、平成 25 年 9 月 30 日時点の施策の実施状況について調査を行った。



《調査方法》

- 調査は、リスク管理機関から、対象の品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」（以下「調査シート」という。）による報告（平成 25 年 9 月 30 日現在）を受けて、「食品影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における重点的確認事項について（別紙）に基づいて行った。

《施策の実施状況》

今回の調査対象品目（245 品目）のうち、62 品目について措置が講じられていた。

【参考資料 1 - 1】

1 リスク管理措置が講じられた品目

いずれも適切なリスク管理措置がなされていた。

【参考資料 2】

2 リスク管理措置まで至っていない品目

リスク管理措置の対応状況の区分が途中段階（(B)～(G)）にある品目（参考資料 1 - 2）については、いくつかはリスク管理措置に向けた進捗が見られた。

【参考資料 1 - 1、1 - 2】

- ア) ①前回調査（平成 25 年 3 月現在）での滞留品目※、②そのうち進捗が見られた品目、③新たに滞留品目となった品目、④今回の調査での滞留品目は、下表のとおりである。

※過去 1 年以上リスク管理措置の検討に進捗が見られない品目

	①前回調査での滞留品目数	②進捗した品目数（減少数）	③新たな滞留品目数（増加数）	④今回調査での滞留品目数（①-②+③）
農薬	10 品目	1 品目	5 品目	14 品目
動物用医薬品	20 品目	2 品目	0 品目	18 品目
肥料・飼料等	2 品目	0 品目	0 品目	2 品目
化学物質・汚染物質	30 品目	0 品目	2 品目	32 品目
かび毒・自然毒	4 品目	0 品目	0 品目	4 品目
その他	0 品目	0 品目	2 品目	2 品目
計	66 品目	3 品目	9 品目	72 品目

- イ) 今回、新たに滞留品目となった 9 品目（上表③）の理由は、残留基準設定に必要な資料の収集に時間を要している（農薬：シプロジニル等）、他機関の検討・データ等の入手待ちとなっている（農薬：アセフェート）、食品安全委員会へ再評価を依頼する予定（農薬：ホスメット）等であった。

3 ヒアリング対象品目の検討

2の品目について、「『食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査』における重点的確認事項等について」（以下、「重点事項」という。）に基づいて確認したところ、今回のヒアリング対象品目はなかった。 【参考資料3】

(1) 農薬

「評価結果が現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている。」「暴露状況に関して不確実な要素がある。（国内登録があり、摂取量調査が行われていない。）」の2つのいずれの条件（以下「2つの条件」という。）にも該当するものは、クロルピリホスであり、平成25年11月にヒアリングを実施。ヒアリング実施品目は、一年以上進捗がない場合にヒアリングを行うこととなっており、今回はヒアリング対象外。

(2) 動物用医薬品

上記2つの条件に該当するのは、カナマイシン、プロチゾラムであり、同様に平成25年11月にヒアリングを実施しており、今回はヒアリング対象外。

(3) 肥料・飼料等

上記2つの条件に該当するものはなかった。

(4) 化学物質、汚染物質

清涼飲料水の規格に係る32品目のうち、評価結果の通知から既に3年を経過しているものは28品目である。

しかしながら、これらを含む29品目について、平成26年1月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、基準案が了承されており、検討が進んでいることから、ヒアリングの対象としない。

（このうち抱水クロラール、1,1-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、二酸化塩素については、基準を設定しないこととされた。）

(5) その他

デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)及び食品に含まれるトランス脂肪酸について、リスク管理機関において一定の対応が行われており、ヒアリング対象品目としない。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における 重点的確認事項等について

1 重点的に確認を行う品目

(1) 措置済みとなった品目

評価結果に基づいた措置となっているかどうかを確認する。

(2) リスク管理措置の検討に進捗が見られない品目

ア 対応状況の確認

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シートの「リスク管理措置の実施状況調査時点と対応状況」欄の記述において、以下の①又は②に該当する品目（滞留品目）であるかを確認する。

- ① 調査時点で、評価結果通知から1年以上経過しているにもかかわらず、対応状況が「審議会等の準備中」（F）又はそれより前の「その他」（G）の段階にある品目。
- ② 「審議会において審議中」（E）以上の段階にあるが、1年以上同じ段階にあり、進捗が見られない品目。

イ 食品の安全性確保の観点からの確認

アの①又は②に該当する品目は、食品の安全性確保の観点から、次の（ア）及び（イ）について確認する。

（ア）評価結果が、現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている。

例）・新たなリスク管理措置を講じるための評価である

- ・新たに遺伝毒性発がん物質と評価された
- ・「暫定基準」がある場合で、評価結果に含まれるADI が、「暫定基準」策定時に参考とされたADI より下がっている 等

（イ）暴露状況に関して不確実な要素がある。

例）・国内登録がある（暴露が想定される）

- ・厚生労働省等による摂取量の調査が行われておらず、暴露量が不明である
- ・過去の摂取量調査において検出があった 等

2 確認結果を踏まえた対応

(1) リスク管理機関への連絡

1の(2)のアの①又は②に該当する品目（滞留品目）は、対応状況を確認し

た上で、食品安全委員会に報告し、審議結果についてリスク管理機関へ連絡する。

(2) 食品安全委員会におけるヒアリング

1の(2)のアの①又は②に該当する品目であって、同イの(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもののうち、

①「遺伝毒性発がん物質である等、リスク管理措置の遅れにより健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できない品目」は、評価結果通知後1年を超えた品目

②それ以外の、「リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定される品目」は、評価結果通知後3年を超えた品目

については、食品安全委員会において、リスク管理機関から、暴露状況、措置が遅れている事情及び現在の進捗状況、措置が講じられる時期の目途について、原則としてヒアリングを実施する。

ヒアリング実施後、さらに1年以上進捗が見られない場合は、再度ヒアリングを実施する。

(3) 勧告・意見申出

上記(1)のヒアリング結果を踏まえ、リスク管理機関に対する措置を以下により講ずる。

①リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が看過できない品目は、食品安全基本法第23条第1項第4号に基づく勧告

②その他、健康影響の可能性の大きい品目は、同項第5号に基づく意見申出